

学年始め休業日の見直しについてのお知らせ

平素より、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市では令和8年度より、学年始め休業日の運用について見直しを行うこととしました。

この見直しは、児童生徒が新学年をより円滑にスタートできるようにするためのものです。新たな出会いと大きな期待を胸に登校する子どもたちを、教職員が心の余裕をもって丁寧に迎え入れることができることで、子どもたちによりよい教育環境を提供することを目的としています。

■ 見直しの内容

現行の学年始め休業日：4月1日から4月4日まで

※当該期間中に日曜日及び土曜日がある場合にあっては、4月5日まで

見直し後の学年始め休業日：4月1日から4月7日まで

具体的には、子どもたちにとって以下のような効果が期待されます。

- 児童生徒の情報を教職員が事前に丁寧に引き継ぐことで、個に応じた対応ができる、年度始めから安心して学校生活をスタートすることできる。
- 学校生活のルールの共有がしっかりと行われ、どの学級も同じように落ち着いた雰囲気で学級開きができる。
- 教職員が心の余裕をもって子どもに接することができ、子どもたちは安心して相談などができる。
- 授業の準備を十分に行うことができ、学習のスタートがスムーズに始められる。

保護者の皆様には、児童生徒の休業日数が増えることにはなりますが、今回の見直しの意図をご理解いただき、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後も本市では、児童生徒の健やかな成長と学びの充実のため、学校・家庭・地域が連携して取り組んでまいります。

見直し後の学年始め休業日

令和8年度(2026)4月						
○印：休業日、□印：始業式				◇：入学式(中)、△：入学式(小)		
月 火 水 木 金 土 日						
		①	②	③	4	5
⑥	⑦	⑧	◇	⑩		

※4/8スタート

令和9年度(2027)4月						
○印：休業日、□印：始業式				◇：入学式(中)、△：入学式(小)		
月 火 水 木 金 土 日						
		①	②	③	4	5
⑤	⑥	⑦	⑧	◇	10	11
12						

※4/8スタート